

借行現代考 日本の難民認定制度 と運用

編纂委員会

今日日本では、難民申請で就労目的の「偽装申請」が横行している。

この発端は2010年3月に、難民申請後6カ月経過すると、誰でも日本で就労できるようになったことである。

難民認定制度は、人権や宗教、政治的意見などを理由に、本国で迫害を受ける恐れのある外国人たちに日本での在在を認めるものである。人道上の理由で在留が認められる場合もある。また、不認定となっても不服申し立てや再申請ができる。

難民申請は、審査に平均約10カ月、不服申し立てには平均約2年かかる。

つまり、就労目的で来日し、難民申請をすれば、誰でも2年以上就労が可能になったのである。

この結果、日本で難民申請すれば「就労ビザ」を得られるとの誤解が、定着したのである。この結果、難民の申請数は、2010年に約1200人であったが、2016年には1万人を越え、昨年は9月までの累計で約1万4千人に達している。

申請数が増加すると、本日の難民の

救済が遅れるとの建前上の問題もあるが、何よりも偽装申請者の就労期間が延びるため、より多くの「偽装申請」が増加するという悪循環に陥る。

この悪循環を断ち切るために、法務省は新たに「簡易審査」制度の運用に踏み切る。この新しい制度は、今まで約10カ月かかっていた審査を2カ月で行うものである。まず申請者を次の4つのカテゴリーに分類する。

- ① 難民の可能性が高いもの
- ② すぐに判断できないもの
- ③ 明らかに該当しないもの
- ④ 再申請者

このうち①は速やかに就労許可を与え、④は6カ月後に就労許可を与える。②と③は、就労を認めず、在留期間後に強制収容するなどして在留を制限するということである。

では、この新しい制度の運用でうまくいくのかと言うと、そう簡単でもない。まず、強制収容所の収容人員の問題がある。現在、強制収容所は、日本に17カ所あり、収容定員は約3400人であり、現在約1400人が収容されている。今回の制度でこれまでの申請ペースが続けば、予想収容人員は約5000人と見積もられている。法務省では、申請ペースも減るものと期待しているが、正確には予想できない。

また、審査の厳格化によって、最初

から難民申請をせずに不法就労を選択する外国人が増加することも考えられる。そうなれば、国として管理できない不法滞在者が増える。

次の問題は、虚偽申請の高度化である。「簡易審査」は書類審査のみであり、専門的な仲介者が作成するもっともらしい虚偽の申請理由を見抜くことは難しいのではないかと思われる。そうならば、仲介業者を太らせるだけで、実際の「偽装申請」はなくなるなら、かといって、現地調査まで行うとなれば、人員や予算は膨れ上がる。

もう一つの問題は、人道的な視点での指摘だ。通常の難民申請では、不認定の場合不服申し立てができるが、今回の「簡易審査」には、不服申し立ての手続きは設けられていないため、難民を助けたいと考えて行動するNPO法人や弁護士などから批判の声が上がっている。

元々、日本は欧州に比較して難民認定数が極端に少ないという現実があり、諸外国から「日本は難民の救済に消極的だ」との批判が根強い。

2016年の実績を見ると、申請者数1万901人、処理数7586件で、認定者数は26人、処理数に占める認定者数の割合（認定率）は0.3%である。ちなみに韓国が認定数57人、認定率1%、イギリスが認定数8548人、

認定率29.5%、ドイツは認定数25万3106人、認定率42.5%、カナダが認定数1万226人、認定67.3%である。数字だけを見ると、外国の指摘も納得できるが、欧州とは事情が異なっているのも事実である。

欧州における難民申請は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が指定するシリア、アフガニスタン、イラクからの難民が多い。それに対して、日本の場合、国別に申請者を見ると、インドネシア、ネパール、フィリピンが上位3位を占めている。

この数字を示して、「日本でもシリアなどからの申請は認められる可能性は高く、難民認定に消極的と言うわけではない」と法務省は主張しているが、諸外国が納得しているわけではない。いずれにしても、今回の新たな制度の運用は、急造している難民申請、就中「虚偽申請」の抑制につながることに期待されているものの、課題も多く、実際にどうなるか予測できない。

難民申請という視点からだけではなく、外国人の就労をどうするのかという視点も加えて、総合的に見直すべきではないだろうか。各省にまたがっている問題であり、縦割り行政を脱皮して解決策を探ってほしいものである。

（文責 井上廣司）
（参考 読売新聞1月13日）